

下



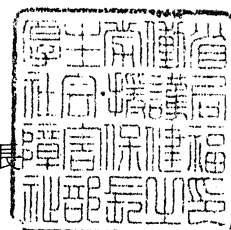
障発 0627 第1号

平成23年6月27日

各
〔 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 〕 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する
費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について

障害者自立支援法第5条第19項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、
購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日
厚生労働省告示第528号）の別表の1の（1）のオ、（2）のオ、（3）のオ
及び（4）のオの完成用部品の名称、使用部品、価格等については別に定めるこ
ととしているが、今般、別添の通り「補装具の種目、購入又は修理に要する費用
の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」を定め、平成23年7月1日から
適用することとしたので、了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等への周知徹
底を図らねたい。

なお、平成22年10月1日障発1001第2号厚生労働省社会・援護局障害
保健福祉部長通知「障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要
する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」は本通知
をもって廃止する。